

乙第73号証

令和4年度 個人情報保護委員会活動方針

令和4年3月30日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第128条に規定された任務を果たすため、個人情報保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）に基づき、個人情報（特定個人情報を含む。）の適正な取扱いが確保されるよう、法の正しい理解の促進を図るとともに、法令及びガイドライン等の遵守状況を適切に監視・監督するなどの活動を行っている。

令和4年度において、委員会が、個人情報保護制度の司令塔として、個人情報保護制度に係る政策の総合調整や監視・監督の役割を適切に果たすことにより、個人の権利利益を保護し、ひいては国民の安心・安全が確保されるよう、委員会が取り組むべき活動について整理するとともに、国民から信頼される委員会を目指して、当該活動の方向性を広く国民に示すため、本方針を定めるものである。

(4) 個人情報等の利活用

① 個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進

PPCビジネスサポートデスクにおいて、事業者等から寄せられる個人情報等の適正な利活用に関する相談への支援を積極的に実施するとともに、当該支援の周知広報を積極的に行い、利用者数の増加を図る。また、相談支援対応等を通じて得られた知見をガイドラインやQ&Aの形で一般化し、委員会ウェブサイト等を通じて広く周知することで、事業者等における個人情報等の適正な利活用に関する理解の促進を図る。

また、事業者等における個人情報等の利活用の状況や活用ニーズの把握を引き続き行う。特に、令和2年改正法において新たに導入された仮名加工情報制度について、積極的な情報発信や効果的な利活用促進策を実施する。

さらに、公共空間における犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像の適正な利用の在り方について包括的に整理を行うため、令和4年1月より開催している有識者検討会において検討を進め、令和4年夏頃に中間とりまとめを行う。

② 認定個人情報保護団体に関する取組

認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）による自主的取組を支援するため、認定団体連絡会の開催や各認定団体との意見交換等を通じて、自主ルールの策定等認定団体の役割・機能の強化につながるような情報提供や指導、助言等を継続的に行う。

また、令和2年改正法及び令和3年改正法の内容の周知徹底や認定団体制度についての理解を更に深めるために、対象事業者向け実務研修会等を積極的に開催する。

さらに、令和2年改正法で創設された特定分野型認定団体制度の活用推奨や、まだ認定団体が存在しない分野・業界への働きかけ等、認定団体制度の一層の認知度向上のためにシンポジウム等を開催するとともに、認定を希望する団体からの相談対応等に取り組む。

③ 民間分野における自主的取組の推進

令和3年度に実施した調査結果を踏まえ、民間分野における個人情報の適正な取扱いに関する自主的取組を促すため、PIA（個人情報保護評価又はプライバシ－影響評価）の取組及び個人データの取扱いに関する責任者の設置について、その実施状況や課題を把握し、これらをPIAの取組の解説や事例集に反映させることにより、事業者の理解や意識の向上を図る。

2. マイナンバー法関係

(1) 監視・監督活動

苦情あっせん相談窓口等に寄せられる通報、メディア報道等による各種の情報、特定個人情報保護評価書等を基に、平時においてマイナンバー法の遵守状況を確認するとともに、それらの日常的な監視等により発覚した重大な事案や漏えい等事案の報告等があつた場合においては、行政機関等、地方公共団体等及び事業者に対して、同法に基づく指導・助言、報告徵収・立入検査等の法執行を行う。なお、個人情報保護法に基づく法執行との一体性を考慮するとともに、所要の内部規程の整備により、監視・監督の運営方法を明確

化した上で、機動的な対応を行うこととする。

加えて、上記の事案が発生しないよう、行政機関等に対しては、マイナンバー法に基づき、行政機関等が保有する特定個人情報ファイル（個人番号関係事務に係るもの等を除く。）に記録された特定個人情報の取扱い状況や安全管理措置の実施状況について、毎年、委員会において議決した検査計画に基づき、委員会事務局において、検査対象機関を選定して定期的な検査を実施する。検査の実施に当たっては、個人情報保護法に基づく行政機関等に対する実地調査と一体的に行う等、効率的かつ効果的に実施していく。

一方、地方公共団体等に対しては、毎年、委員会において議決した検査計画に基づき、委員会事務局において、規模、過去の検査状況、定期報告の内容等を勘案の上、検査対象機関を選定し、効率的に検査を実施する。その際、レビュー検査を積極的に活用し、必要に応じてオフサイト・モニタリング検査等を実施する。今後、検査対象機関数を更に増やし、大規模機関を中心としつつ、小規模機関も含めて、レビュー検査により一層注力することで、効率的かつ効果的な検査を実施する。

また、立入検査を実施できない機関も含め、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体等から、マイナンバー法に基づく定期報告を受け、特定個人情報の取扱い状況及び安全管理措置の実施状況を把握する。

これらの検査・調査により、マイナンバー法及びガイドライン等に照らし、不適切又は違法な特定個人情報の取扱いを確認した場合、必要に応じて指導・助言等を行う。なお、市区町村への立入検査に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、効率的かつ効果的な手法で対応するほか、従来どおり都道府県の同行を求め、改善指導の協力を求めていく。

特定個人情報の漏えい等事案については、行政機関等、地方公共団体等及び事業者から報告を受け、当該報告を踏まえ、再発防止策等の確認を行うとともに、同種の事態が起きないよう、必要に応じて指導・助言等を行う。

（2）その他の監督活動について

地方公共団体に対し、マイナンバーの漏えい等事案が発生したケースを想定した訓練を実施することにより、漏えい等事案に対応するための体制の整備を促すとともに、訓練で得た知見を周知することで特定個人情報の適正な取扱いを促進する。

また、行政機関等及び地方公共団体等における特定個人情報を取り扱う情報システム等へのサイバー攻撃を把握した場合には、事案の特性及び規模を考慮しつつ、事案の詳細を把握するとともに、特定個人情報セキュリティ関係省庁等連絡協議会（平成27年7月設置）を通じて、関係機関と緊密な連携を図りつつ対応する。

さらに、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携について、監視・監督システムにより、不適切な情報連携が行われていないか監視を行う。また、不適切な情報連携の早期発見と抑止を図るため、分析手法の継続的な検証、修正及び改善を図る。